

ケアハウスはる 利用料 (令和4年10月1日現在)

対象収入による階層区分		事務費	管理費	生活費(食費・暖房費等)		計	
				5～9月	10～4月	5～9月	10～4月
1	1,500,000円以下	10,000	13,300	46,940	56,160	70,240	79,460
2	1,500,001～1,600,000円	13,000	13,300	46,940	56,160	73,240	82,460
3	1,600,001～1,700,000円	16,000	13,300	46,940	56,160	76,240	85,460
4	1,700,001～1,800,000円	19,000	13,300	46,940	56,160	79,240	88,460
5	1,800,001～1,900,000円	22,000	13,300	46,940	56,160	82,240	91,460
6	1,900,001～2,000,000円	25,000	13,300	46,940	56,160	85,240	94,460
7	2,000,001～2,100,000円	30,000	13,300	46,940	56,160	90,240	99,460
8	2,100,001～2,200,000円	35,000	13,300	46,940	56,160	95,240	104,460
9	2,200,001～2,300,000円	40,000	13,300	46,940	56,160	100,240	109,460
10	2,300,001～2,400,000円	45,000	13,300	46,940	56,160	105,240	114,460
11	2,400,001～2,500,000円	52,000	13,300	46,940	56,160	112,240	121,460
12	2,500,001～2,600,000円	59,000	13,300	46,940	56,160	119,240	128,460
13	2,600,001～2,700,000円	66,000	13,300	46,940	56,160	126,240	135,460
14	2,700,001円以上	68,600	13,300	46,940	56,160	128,840	138,060

*事務費は、利用者の前年の収入によって算定されます。

ここでいう「収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除したあとの金額です。

*管理費(家賃相当)の支払いは、「一括」「分割」「併用」の3つの方法から選択できます。

「一括」の場合……2,921,000円

「分割」の場合……月額13,300円

「併用」の場合……①入居時 1,460,000円

②月 額 6,650円

*ご夫婦で入居される場合は、ご夫婦の収入および必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する場合、ご夫婦それぞれの事務費徴収額は上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とします。

この場合、100円未満は切り捨てとします。

**事務費・生活費は、国の基準で定められており改定される場合があります。

<その他のお支払い費用>

	月 額	備 考
水道代	2200円	消費税込の定額です
電気代	実 費	使用量に応じての請求となります(居室にメーター設置)
エアコン設備使用料	2000円	年間を通して、毎月お支払いいただきます